

年末をひかえて、反省をしなくては！

夜間宿所も炊き出しも、無くなる状況とならず！ 大反省！！

来年が、それぞれにとって良い年でありますように・・・

来年は卯（うさぎ）年、ベトナムでは猫年だそうです・・・

今年も残りわずか。正月を目前に、喜ぶのは、お年玉を楽しみにできる子どもだけと昔から相場は決まっています、夜間学校ニュースを読む多くの人にとっては、さして楽しみもない年の暮れ、ということかもしれませんね。（私もそうですが）

それでも、とりあえず一年の反省を。

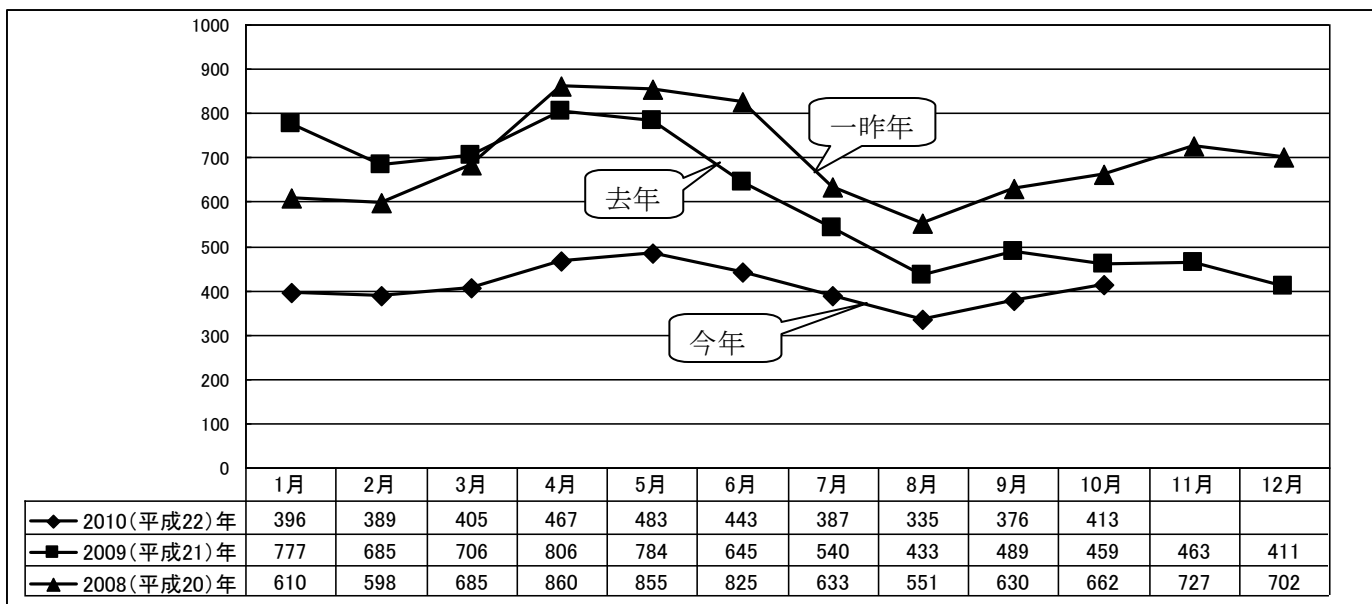
多くの人の、それぞれの事情これありて、生活保護制度活用で夜間宿所利用者激減、三角シエルター廃止とは、ならない年の暮れ、残念でした。それでも、グラフを見ると年々減少している。来年こそはと期待が膨らみます。

人の都合も考えず、好き勝手言うんじゃないと、怒られそうですが、越年臨時宿泊所利用中に再度、検討を！

「自助努力援助のための手引き書・生活保護は怖くない！」まだ、無料配布しています。希望者は、ニュース配布中に声をかけてください。そして、臨泊期間中に読んでみてください。

今年一年、生活保護活用をひたすらに、「もうわかってるワイ、ワシにはワシの事情があるんじゃない、くどい」とお怒りの方もあつたでしょうし、生保より仕事増やせと怒っている方もあるでしょう。それでも一年、なんやかやとお付き合いいただき、ありがとうございました。年明けからもよろしくお願い

申し上げます。



▲夜間宿所 1 日当たり平均利用者推移

し こうそう かま さき ち いき ふく し そうだんまどぐち
市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

や かんしゆくしょりよう た だ りよう しゅうへん こうえん の じゆく かり ご や せいかつ せいかつ
夜間 宿 所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野 宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしょ かんかつ なわ ば し こうそう まどぐち てんのう じ こうえん ね てんのう じ く やくしょ そうだん
役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談
くだ つる み ばししょうてんが い ね にしなり く やくしょ い くだ
して下さい」といわれます。「鶴見橋 商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この
てん そうだん い まえ かくにん
点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさか し りつこうせいそうだんしょ
大阪市立更生相談所にできること

1) いりょうそうだん 医療相談

からだ ちょうし わるひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう しょうかい がん か し か びょうき
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、
た びょういん しょうかい もちろん むりょう いしゃ いりょう じゅしん あと いりょう そうだんしつ
他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室
で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。
にゅういん ばあい せいかつ ほ ご いりょう ほ ご にゅういん ほ ご い
入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）ということになります。

2) 施設相談し せつそうだん

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。

最近（さいきん）は利用者（りようしゃ）が少ない（すく）ので、断（ことわ）られることは少ない（すく）ようです。医療（いりょう）センターの受診（じゅしん）の後（あと）、医療（いりょう）センターの相談室（そうだんしつ）で相談（そう）して、紹介状（しょうかいじょう）を書いてもら（か）うことになります。市更相（しこうそう）に持（も）っていきましょう。

市更相（しこうそう）からの、生活ケアセンター（せいかつ）への紹介状（しょうかいじょう）を持（も）って、三徳寮（さんとくりょう）の受付（うけつけ）に行（い）きます。これは、生活保護法（せいこうほごほうがい）外（えんじょ）の援助（えんじょ）、つまり、法外援助（ほうがいえんご）とい（い）います。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善したい人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。、生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談 きょたくかく ほ そうだん

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。

この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。

大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注 記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くことになります。